(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字天王谷一〇二六（次の図に示す部分に限る。）、一〇二七、字北谷一〇四四・一〇四五・一〇四七から一〇四九まで・一〇五七から一〇六三まで（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇五〇の一、一〇五〇の二、一〇五〇の四、一〇五〇の五、一〇五一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県高島市朽木地子原字菖蒲六八の一〇、六八の一三から六八の一五まで、六八の一九から六八の二一まで、六八の三一から六八の三九まで、六八の四二、六八の四三、六八の四五、六八の四六、朽木麻生字高橋五の一一から五の一七まで、三四一から三四八まで、三四三の一、三四四の一、三四四の二、三四六の一、三四八の一、三五一、三五三、三五五、字馬背一一の三から一一の五まで、一一の一七から一一の二四まで、二〇の一、二〇の二、二〇の一四から二〇の一六まで、二〇の一八、二〇の一九、字搦谷三五六の一、三五六の三から三五六の八まで、三五六の一二から三五六の一六まで、三五六の一八から三五六の二一まで、三五六の二四、三五六の二七、三五六の三〇から三五六の三八まで、三七九、三八一の一〇から三八一の一三まで、三八一の一五から三八一の二三まで、三八一の五二から三八一の六〇まで、三八一の六三、三八一の七四から三八一の七七まで、三八一の八〇、三八一の八一、三八一の八四から三八一の九〇まで、三八九、三八九の二、四〇八、四一三、四一三の一、四一七の一、四一七の二、四一七の四、四一七の二五、四一七の四〇、四一七の四二、四一七の五三、四四一の三、四四一の五、四四四、二〇九一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市中伊町字長木一の七、六の二、七の二、一一の二、一三の三、字井倉四の二、四の三、四の九、五の二、字大手三四の二、字社口五の二、六の四、字大佐戸二の三、一四の二、一四の四、字社軍戸一の二、一〇の四、一〇の五、四五の二、字牛ノ田三の二、三の三、一二の二、字竹下四七の二、字平地下一の二、字西ノ畑一二の二、字屋ゲ二七の四、字神手六の三、七の三、字津部立一の四、三八の二、字井ノ原一の二、三の三、五の三、一九の五、字地蔵戸一一の二、一二の二、一六の二、一七の二、一七の三、二三の二、字馬道一の三、七の六、七の七、四一の三、四二の三、字法越一の三、一の四、六の二、三五の二、三七の二、四二の二、字沢連一〇の三、一二の二、字片坂三〇の二、三〇の三、中伊西町字仏供田二の二、八の二、九の二、一五の二、一七の二、一七の三、字下栗下四の二、四の三、一三の二、一三の三、一三の六、一三の七、二一の二、字仮起道八の二、字中栗下四の二、五の二、一三の二、字上栗下一の二、三の二、六の四から六の六まで、七の二、一三の二、一五の二、一五の三、字上深田一四の三、字下深田八の三、字亥ノ蔵一〇の二、一四の二、一五の二、一六の二、二二の二、二三の二、二四の三、字風田一の二、二の二、字猿田四の二、五の二、六の二、七の二、一七の二、字博士田八の二、一八の三、一八の四、一九の二、字湯ノ気田八の二、八の三、一一の二、一五の四、字早稲田三の二、一二の二、字後田一の二、字山中田二二の二、字沢尻二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊田市島崎町島崎三一九〇の八三から三一九〇の九七まで、三一九〇の一〇二から三一九〇の一〇八まで、三一九〇の一一〇、小柳三二〇六、三二〇七、三二一四の三、三二一七の一、三二一八の一、三二一九の一、三二二〇、三二二二、三二二四の一、三二二五の五、間瀬口三一三三の一（次の図に示す部分に限る。）、三一二九の一の一、三一三二、三一三四の一、伯母沢町坂戸屋敷一八の二、大船二の六、辻ノ下四の五、崩ノ久保一〇の二、一一の二、上ノ入八の三から八の五まで、上ノ前三、四百目一四の一、一四の二、長洞一六、小畑町仏ケ入四の二、三斗蒔三の四、笹戸町宮ノ入二の一、天狗岩二の四六、二の五〇、小木山一六の五、一六の三六、一六の五九、南山一〇の七・二〇の一・二一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六の一、七の一、七の二、八の二、八の五、一〇の一、一〇の二、一〇の四、一一の二、中島二七の一、南二七の一、二七の二、二九、市平町細久伍八の一、八の七、八の八、九の一、九の二、入一六、一七、三〇の三、三〇の四、山中三五、三六、中根一九の二（次の図に示す部分に限る。）、日下部町大平一三の一・一四の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二の三、一四の一、一四の四、一四の八、一五の二、一五の三、二〇の一、二〇の五、堤四二の三（次の図に示す部分に限る。）、長根尻一の一から一の三まで、東平一〇、一五の一、柿ノ入一六の三、一八から二一まで、一九の一、一九の二、二三から二五まで、二六の一、二六の二、二七の一から二七の五まで、二八から三一まで、蔵ケ入三、四、五の一、五の二、六、七、二七、三七、五七、五八、日向四〇の二、古ヤシキ二の三、三の一、小田町境沢一の一、二から六まで、九、一一、一四、一五、一八、大坪町柿平一八、一九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

蔵ケ入三・四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）